

★新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

対象要件

次のいずれかの条件を満たす方が対象です。

[1]新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯

[2]次のいずれも満たす方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる
- ・主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等(※)以外に係る前年の合計所得が400万円以下

※事業収入等とは・・・事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

減免される額

- ・対象となる世帯[1]の場合：全額
- ・対象となる世帯[2]の場合：次のとおり

減免額

=

減免対象保険料

×

減免の割合

減免対象保険料額 = $A \times B / C$

A: 世帯の年間保険料額

B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額

C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

減免の割合	前年の合計所得金額
100%	事業等の廃止・失業
	210万円以下
80%	210万円を超える

減免となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限の介護保険料

申請方法

窓口での申請

申請期限

令和4年3月24日まで

提出書類

対象者[1・2共通] 介護保険料減免・徴収猶予申請書

対象者[1] の場合 主たる生計維持者の診断書等

対象者[2] の場合 主たる生計維持者の令和3年1月から申請日の直近までの収入がわかるもの

※令和3年1月2日以降に転入された方は、令和2年中の収入の分かる書類も必要となります。

お問い合わせ 介護保険課 098-939-1212 内線 3147、3146